

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 内閣官房 最終的な調整結果

管理番号

183

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

文化財保護行政の所管組織の選択制

提案団体

鳥取県、山口県、徳島県

制度の所管・関係府省

内閣官房、文部科学省

求める措置の具体的な内容

現在、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「文化財保護法」により教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政について、地方自治体の選択に従い首長部局でも所管できるようにする。

具体的な支障事例

- ・平成19年の地教行法の改正によりスポーツに関することが首長部局でも実施可能となった。鳥取県においては競技スポーツ等に関する事務について首長部局で実施することにより、観光振興、地域活性化と一体となった取組が可能となり、ジャマイカの陸上チームの合宿地に選ばれるなど、首部局で実施することによる効果があった。
- ・道路建設に伴い行われる埋蔵文化財の発掘調査については、工事計画にあわせ首長部局から教育委員会に委託することにより実施されているが、文化財に関する事務を首長部局で実施することにより、調査手続きが簡素化できるとともに、貴重な遺構等が発見された場合、ルートや工法の変更、遺構見学者のための駐車場の整備など迅速に対応が可能となる。
- ・文化財の学術的価値を十分に踏まえた上で、首長部局の複数部局が横断的に連携することにより、観光、商工、地域振興など視点から、新たな地域資源として活用することについてスムーズな検討が可能となる。
- 例)・テーマ性をもった観光ルートの設定(点としての文化財の指定から面としての活用へ)
- ・文化財を核としたまちづくりの推進
- ・伝統工芸品などの振興による産業の活性化 など
- ・鳥取県の中部地震の復興については、住宅の復旧が6割程度なのに対し、伝統的建造物群の文化財については1割も修繕が終わっていないなど、復旧事業が遅れている状況にある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・地方の魅力や産業の付加価値を生み出す拠点として地域活性化や地域経済への波及などの効果が期待できる重要な文化資源である文化財の保護・保存、活用までを、学術的価値を十分に踏まえた上で、観光振興や産業振興を担う首長部局で一体的に実施することで、既存の文化行政の枠組みにとらわれず、様々な分野と連動した柔軟な文化財の活用を図ることができ、新たな社会的・経済的価値の創出が期待できる。
- ・また、災害復旧への迅速かつ機動的な対応を可能にするため、首長部局が文化財行政も所管できるようになることが必要である。
- ・なお、首長部局において文化財の保護と活用の両面を実施することにより懸念される、保護の側面が後退しないよう、文化財の保護等の学術的側面に明るい専門家を職員として配置するとともに、現在、教育委員会に条例の定めるところにより設置することができる、とされている「地方文化財保護審議会」について、首長部局への移管の際は必置のものとする。

## 根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
文化財保護法

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、徳島市、鹿児島県

○文化財の活用の観点から考えた場合、部局が異なっていることにより、横の連携がうまくいかず、史跡の整備・パンフレット作成等、別々に実施・作成するケースが多く、効率が悪いため、市長部局が埋蔵文化財を含めた文化行政も所管できるような制度改正が必要に思われる。

○文化財を活用した地域活性化の施策の必要性が全国的に求められている現状、本市においても文化財の本質的価値を維持しながら、地域の歴史や文化を魅力的な形で伝え、文化財の新たな活用施策を展開するための取り組みをはじめている。今後、文化財の活用については、教育委員会部局だけではなく、都市整備部、経済部、市民環境部において側面的に歴史・文化に関わる施策を行っている市長部局と横断的・一体的な実施により施策効果を高めることが期待できる。

## 各府省からの第1次回答

地方教育行政の組織及び運営に関する法律における文化財保護に係る事務の所管については、平成25年12月13日中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」で「文化財保護に関する事務については、政治的中立性や継続性・安定性の確保が求められる。そのほかに、文化財は国民共通の貴重な財産であり、一旦滅失、毀損すれば原状回復が不可能であるといった特性や、首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要等がある」ため、「教育行政部局が担当する必要がある。」と整理している。

これに加え、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」においては、「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」としており、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げている。

また、実態としては、地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっているところ。なお、支障として円滑な連携が図られない恐れが提案にあげられているが、所管がどこにあったとしても文化財部局と他の部局との緊密な連携は重要であり、必ずしも首長部局に所管がないことのみに起因するものではないと考える。

なお、文化庁の機能強化の観点から、様々な検討を始めているところ。

文化財保護に係る事務の所管についても、そうした議論の中で、過去の議論や運用実態等も整理し、4つの要請に応える制度的な仕組みを検討することになる。現在、文化審議会文化財分科会企画調査会において文化財保護法改正を視野に、これから時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について検討しており、年内を目途に結論を出す予定であるため、同調査会における検討課題として取り扱われることになる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方分権に関する提案募集は、現在、国が持つ権限の移譲や規制の緩和を求めるものであり、第1次回答の前段に過去の答申等を記載いただいた趣旨は、現在どのような考え方に基づき運用されているかについて状況説明するためであると考える。なお、平成17年12月9日地方制度調査会答申「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」においては、「地方公共団体の執行機関の組織の形態等については可能な限り地方公共団体が地域の実情に応じて選択できるようにすることが重要である。」、「文化財保護なども含め、公立小・中・高等学校における学校教育以外の事務については、地方公共団体の判断により長が所掌するか、教育委員会が所掌するかの選択を幅広く認める措置を直ちに採ることとすべき。」としており、こうした観点からの検討も必要と考える。

今回の提案は、文化財を観光資源等として活用するにあたり、より効果的・効率的な施策展開が可能となるよう、文化財保護政策を地方自治体の選択に従い首長部局でも所管できるようにすること、また、災害により破壊した文化財等の復旧事業等を地方自治体の判断により事業着手できるようにすることを求めるものであり、文化財保護を疎かにし、活用を優先するものではない。なお、文化財保護政策上の4つの要請については、提案団体ヒアリングで述べたとおり、制度的な仕組みを検討するなどにより担保できるものと考える。

また、地方自治法に基づく事務委任・補助執行等により柔軟な運用が可能との回答であるが、事務委任又は補助執行は、首長自身に職務権限を移すものではないため、事務権限者と管理・執行権限者(教育長)が異なることで国に対する申請手続などで不一致が生じ、責任の所在が不明確となることや書類の決裁等により、政策の意思決定までに時間がかかるといった課題があり、不十分である。

今後、当該提案に係る方針決定を文化審議会文化財分科会企画調査会に委ねるのであれば、当該審議会において、可及的速やかに結論が得られるよう検討を行うとともに、検討に当たっては、提案団体や地方の意見を反映する機会を設けていただき、今回の提案内容の実現に向けた前向きな議論が行われるようお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

文化財保護行政について、教育委員会が所管するか、長が所管するかは、地方公共団体が判断できるようにするべきである。

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 昨今の情勢変化及び政策的方向性を踏まえると、文化財や博物館等の資源を適切に保護した上で積極的に活用するためには、首長部局において、それらの事務を観光振興やまちづくりなどと一体的に実施することが効果的であると考える。この観点に加え、地方自治体の組織決定の自由度向上、総合的な施策の推進の観点からも、地方公共団体の選択により、文化財保護の事務を教育委員会から首長部局に移管することを可能とすべきではないか。

○「文化財保護行政上の要請」(4つの要請)については、地方文化財保護審議会の活用や、条例制定又は改廃の議決の際に教育委員会の意見聴取を行うこと、文化財保護に関する有識者への意見聴取を行うこと等により担保可能ではないか。

○「地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっている。」との指摘であるが、実態は、「政策の意思決定までに時間がかかる」、「責任の所在が不明」等の問題も指摘されていることから、首長部局への移管を可能とするという選択肢も用意すべきではないか。

○ 年末の閣議決定に向け、一定の結論が得られるよう、文化審議会企画調査会等における検討を早急に進めたいと感じるが、具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。

○ また、検討に当たって、提案団体や地方の意見をどのように反映していくのかお示しいただきたい。

○ 移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を文化庁及び文部科学省初等中等教育局で検討されるということか。

## 各府省からの第2次回答

現在、文化審議会文化財分科会企画調査会においては、これから文化財の保存と活用の在り方について大臣諮問を受け検討を行っているところであり、地方における文化財保護に係る所管についてもそうした議論の中で取り扱われているところ。

企画調査会は8月末に審議の中間まとめを取りまとめており、文化財の所管については次のとおり記載された。

### ○文化審議会文化財分科会企画調査会中間まとめ(H29.8.31)

「文化財保護の所管は教育委員会となっているが、景観・まちづくり行政や観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能とするため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるような裁量性の向上についても検討が必要である。ただし、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において挙げられている、文化財保護に関する事務の管理・執行において担保すべき観点(専門的・技術的判断の確保等)を十分に勘案して検討することが必要である(脚注1)。

(脚注1)平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」とされ、4つ

の要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げており、これらの要請に対応できるような仕組みを検討することが必要である。」

現在は、中間まとめのパブリックコメントと行うとともに、企画調査会においては関係団体へのヒアリングも実施中。提案団体や地方公共団体の意見については9月14日開催の企画調査会においてヒアリングを実施したところ。

今後は、パブリックコメントやヒアリング等の意見も踏まえ、4つの要請への担保の在り方等について検討を進め、年内を目途に結論を出す予定。

なお、移管を可能とするには法改正が必要であり、主に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律がこれに関係する法律であるが、いずれにしても、今後の文化審議会における検討結果を踏まえて必要な対応を進めることとなる。

#### 平成29年地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

-

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 内閣官房 最終的な調整結果

管理番号

224

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

### 提案事項(事項名)

文化財を活用した観光振興、地域振興を図るための法制の見直し

### 提案団体

大分県

### 制度の所管・関係府省

内閣官房、文部科学省

### 求める措置の具体的な内容

文化財の保護に関する事務を都道府県知事の直接実施できるよう、地教行法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)の改正を求めるもの。具体的には、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理・執行できるようにするもの。

### 具体的な支障事例

#### 【支障事例】

国はもとより、地方を挙げて文化財を活用した観光振興や地域振興が進められている中、文化財の保護に関する事務は、地教行法第23条の規定により、教育委員会から都道府県知事に移管できないこととなっている。

大分県では、平成30年開催予定の「第33回国民文化祭おおいた2018、第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」をはじめとして、同年の「国東半島宇佐地域・六郷満山開山1300年誘客キャンペーン」や「世界温泉地サミット」など、文化財を活用した地域振興を図る絶好の機会が控えているが、現行法では、文化財関係の重要な意思決定は教育委員会が行うことから、機動性に欠けるとともに、観光・地域振興部門との連携が図られないおそれがある。

#### 【具体的な支障事例】

湯けむり景観保存事業(所管:文化庁)とまちづくりとの連携について

・平成24年に大分県別府市の明礬・鉄輪地区が重要文化的景観「別府の湯けむり景観」に選定された。所管は別府市教育庁と大分県教育庁が担当(いずれも文化財所管課)。

・一方で、同地区内で「まちづくり交付金事業」(所管:国土交通省)による温泉を活用した地獄蒸し工房建設が進行。所管は別府市首長部局と大分県首長部局が担当。(いずれも観光振興所管課)

・文化庁からは、「工房建設については、市が策定した湯けむり景観保存事業計画に記載がなく、そもそも文化的景観にもなじまない。」とする指導があった。

・景観や文化財保存に係る事業(文化財保護)とまちづくり事業(観光・地域振興)の執行管理を一体的・一元的に実施する体制ができていれば、こうした問題は未然に防ぐことができたと考えている。

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

#### 【効果】

知事(知事部局)が文化財保護行政を直接実施することが可能となることで、文化財の「保護」と「活用」の一体的な実施や、より効果的な観光振興、地域振興、ひいては地方創生を図ることができる。

### 根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項第2号

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

鹿児島県

一

## 各府省からの第1次回答

地方教育行政の組織及び運営に関する法律における文化財保護に係る事務の所管については、平成25年12月13日中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」で「文化財保護に関する事務については、政治的中立性や継続性・安定性の確保が求められる。そのほかに、文化財は国民共通の貴重な財産であり、一旦滅失、毀損すれば原状回復が不可能であるといった特性や、首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要等がある」ため、「教育行政部局が担当する必要がある。」と整理している。

これに加え、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」においては、「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」としており、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げている。

また、実態としては、地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっているところ。なお、支障として円滑な連携が図られない恐れが提案にあげられているが、所管がどこにあったとしても文化財部局と他の部局との緊密な連携は重要であり、必ずしも首長部局に所管がないことのみに起因するものではないと考える。

なお、文化庁の機能強化の観点から、様々な検討を始めているところ。

文化財保護に係る事務の所管についても、そうした議論の中で、過去の議論や運用実態等も整理し、4つの要請に応える制度的な仕組みを検討することになる。現在、文化審議会文化財分科会企画調査会において文化財保護法改正を視野に、これから時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について検討しており、年内を目途に結論を出す予定であるため、同調査会における検討課題として取り扱われることになる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

文化財行政について、地方分権の観点から、自治体がふさわしいと考える組織編成を「選択」できるよう、制度改正を求めるもの。

当然、従来からの「保存と継承」や「専門性・客觀性の重視」は前提としながらも、さらに「活用」の視点を加えることで、自治体の地域づくりや観光振興における「文化財の新たな価値」が一体的・調和的に生み出されるものと考えている。

政治的中立性の確保など、文化審議会文化財分科会が示した4つの要請については、制度的な措置を講じることにより担保可能であるので、自治体の選択の余地が広がるよう、前向きな対応をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

文化財保護行政について、教育委員会が所管するか、長が所管するかは、地方公共団体が判断できるようにするべきである。

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 昨今の情勢変化及び政策的方向性を踏まえると、文化財や博物館等の資源を適切に保護した上で積極的に活用するためには、首長部局において、それらの事務を観光振興やまちづくりなどと一体的に実施することが効果的であると考える。この観点に加え、地方自治体の組織決定の自由度向上、総合的な施策の推進の観点

からも、地方公共団体の選択により、文化財保護の事務を教育委員会から首長部局に移管することを可能とすべきではないか。

○「文化財保護行政上の要請」(4つの要請)については、地方文化財保護審議会の活用や、条例制定又は改廃の議決の際に教育委員会の意見聴取を行うこと、文化財保護に関する有識者への意見聴取を行うこと等により担保可能ではないか。

○「地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっている。」との指摘であるが、実態は、「政策の意思決定までに時間がかかる」、「責任の所在が不明」等の問題も指摘されていることから、首長部局への移管を可能とするという選択肢も用意すべきではないか。

○年末の閣議決定に向け、一定の結論が得られるよう、文化審議会企画調査会等における検討を早急に進めていただきたいと考えるが、具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。

○また、検討に当たって、提案団体や地方の意見をどのように反映していくのかお示しいただきたい。

○移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を文化庁及び文部科学省初等中等教育局で検討されるということか。

## 各府省からの第2次回答

現在、文化審議会文化財分科会企画調査会においては、これから文化財の保存と活用の在り方について大臣諮問を受け検討を行っているところであり、地方における文化財保護に係る所管についてもそうした議論の中で取り扱われているところ。

文化審議会文化財分科会企画調査会は8月末に審議の中間まとめを取りまとめており、文化財の所管については次のとおり記載された。

○文化審議会文化財分科会企画調査会中間まとめ(H29.8.31)

「文化財保護の所管は教育委員会となっているが、景観・まちづくり行政や観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能とするため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるような裁量性の向上についても検討が必要である。ただし、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において挙げられている、文化財保護に関する事務の管理・執行において担保すべき観点(専門的・技術的判断の確保等)を十分に勘案して検討することが必要である(脚注1)。

(脚注1)平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」とされ、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げており、これらの要請に対応できるような仕組みを検討することが必要である。」

現在は、中間まとめのパブリックコメントと行うとともに、企画調査会においては関係団体へのヒアリングも実施中。提案団体や地方公共団体の意見については9月14日開催の企画調査会においてヒアリングを実施したところ。

今後は、パブリックコメントやヒアリング等の意見も踏まえ、4つの要請への担保の在り方等について検討を進め、年内を目途に結論を出す予定。

なお、移管を可能とするには法改正が必要であり、主に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律がこれに関係する法律であるが、いずれにしても、今後の文化審議会における検討結果を踏まえて必要な対応を進めることとなる。

## 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

-

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 内閣官房 最終的な調整結果

管理番号

249

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

### 提案事項(事項名)

指定難病・小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加

### 提案団体

千葉県

### 制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定医療費助成制度の事務で、以下の項目を収集可能としていただきたい。

#### ①保険情報

(加入情報(受診者等が何の保険に加入しているのかに関する情報))

#### ②収入情報

(障害年金関係情報)

### 具体的な支障事例

#### ①保険情報

医療費助成に係る支給認定世帯の単位は、同じ医療保険加入者のため、国保組合・国保・後期高齢者保険の場合、自己負担額決定には、医療保険世帯の確認が必要であるため、世帯全員分の保険証の提示を依頼しており、保険証の省略ができない。

#### ②収入情報

収入確認は、公的年金等の収入金額(情報連携可能)に加え、国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の把握が必要だが、情報連携の提供情報ではないため、書類提出を依頼しなければならない。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成の申請において、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減される。

### 根拠法令等

児童福祉法第19条の3, 5

難病の患者に対する医療等に関する法律

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7号

別表第二 9, 119

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、福島県、川崎市、静岡県、豊橋市、滋賀県、高槻市、熊本県

○本県においても、次のとおり制度改正の必要性を考えている。

①について

マイナンバーによる情報連携で、世帯情報やその世帯の保険情報が容易に取得できるようになれば、添付書類の省略が可能となり、申請者の負担軽減につながる。

②について

現在の手続きは煩雑なため、マイナンバーの連携による情報取得の早期実現が望ましい。

○小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、医療保険上の世帯により自己負担上限額を決定しているため、国民健康保険組合に加入の場合は、世帯全員分の健康保険証の写しの提出を必要としており、また、年収80万円以下の市民税非課税世帯には、障害基礎年金や特別児童扶養手当の収入額を証明する書類の提出を必要としている。そのため、番号制度による情報連携項目の追加が行われ、これらの保険情報や収入情報の連携が可能となれば、提出必要書類が省略され、申請者の負担軽減につなげることが可能である。

○本県においても収入情報を別途保険組合等に照会する状況であり、一定の事務量が発生している。

マイナンバー制度により取得できる項目が追加されれば、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減されることから提案に同意する。

## 各府省からの第1次回答

ご提案の情報連携については、他部局、他省庁との連携の上、その実施の可否について、システム改修のための技術面、予算面、効率性等の観点から検討する。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

情報連携で同一保険世帯の保険情報を取得することが可能となれば、住民サービスにつながり、申請者の負担の軽減を図ることができるため、前向きな検討をしていただきたい。

収入情報については、非課税世帯のみが収入の証明を提出する必要があるため、申請者にとり経済的な負担となるばかりか、証明の取得・提示のための労力も大きなものとなっている。情報連携により、全ての収入情報が一括で確認できることで、初めて、申請者及び行政の両者の負担軽減となることから、実現に向け検討していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、医療保険関係情報の情報連携については、既に他の行政分野において使われている状況であること、また、障害年金関係情報については、現在情報連携の対象となっていない障害年金について、その実施の可否を含めて、システム改修を含めた技術面や予算面、効率性の観点を含め検討を進める、との趣旨の発言があったところである。また、構成員から、年金の種類によって情報連携の取扱いが変わることになれば、患者の方が不合理な扱いを被ることとなってしまう、という懸念がある、との趣旨の発言があったところである。

○ 医療保険関係情報については、厚生労働省において、情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。

○ また、並行して、内閣府(番号制度担当室)は厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。

○ 障害年金支給関係情報については、厚生労働省及び内閣人事局において、年金の種類にかかわらず情

報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。

また、並行して、内閣府(番号制度担当室)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関する調整を進めていただきたい。

仮に、全ての年金について情報連携を可能とすることができない、という場合には、前述の構成員の述べた懸念を解消する方策を検討し、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

障害年金等による収入情報に係る情報連携については、現状、これらの年金制度における運用上の観点から、一部全くシステム化していない制度もあり、ご提案の対象となり得る特定医療受給者数に対して、システム改修・構築費用が膨大であること等の課題がある。

これを踏まえ、システム以外の対応も含め、申請者間で不合理な扱いとならず、申請に係る負担を軽減できるような方策を実施する方向で、関係部局で協力しながら検討を行う。

また、支給認定基準世帯全員の保険加入情報に係る情報連携については、情報連携を実施する方向で検討を進める。

## 平成29年地方政府からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

### 6【内閣官房】

(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(i)児童福祉法(昭22法164)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務(別表2の9)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。

また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、児童福祉法施行規則(昭23厚生省令11)7条の5に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：内閣府、総務省及び厚生労働省)

(ii)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)による特定医療費の支給に関する事務(別表2の119)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。

また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規(平26厚生労働省令121)8条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：内閣府、総務省及び厚生労働省)

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 内閣官房 最終的な調整結果

管理番号

310

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

### 提案事項(事項名)

所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際の手続きの緩和

### 提案団体

中津川市

### 制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

公共事業に係る用地取得の際に、長期間相続登記がなされていないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有者不明のままで土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築するなど、必要となる手続きの簡素化を求める。

### 具体的な支障事例

道路整備事業による用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまでに大きな事務的な負担があった。

また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。

国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかつた場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利活用に係る現行制度の活用などを促しているところであるが、実態としては、予算措置(国庫補助金に係る長期計画との調整や予算繰越しに係る制限等)や、全体の道路整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事案も存在している。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際に必要となる手続きが簡素化されれば、事務的な負担が大きく軽減され、公共事業による土地の利活用の推進に資する。

### 根拠法令等

所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、埼玉県、中井町、静岡県、浜松市、名古屋市、田原市、滋賀県、鳥取県、広島県、熊本県、大分県、鹿児島市

○ 本県の現状として、土地の所有者や相続人の所在や存否が不明の場合、財産管理人制度を活用しているが、多大な時間と労力を要し事業が長期化するなどの支障が生じている。通常1案件につき2名体制で、相続関係図の作成(3~6ヶ月)、行方不明者の調査(3~6ヶ月)、法務局や家庭裁判所等関係機関との協議・審査等(6ヶ月程度)を行っている。所有者(相続人)の存否や所在の不明な土地については、地域ニーズに対応した幅

広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築を早急に行ってもらいたい。

○ 本県においても同様の支障事例があり、時間的、予算的負担も生じており、手続きの簡素化を求める。東日本大震災で被災した海岸堤防の復旧工事において、事業用地として所有権保存登記がされておらず、表題部のみの49名共有地を取得する必要があった。現占有者は時効取得を費用の面で諦めたことから、起業者が所有者不明の土地として、不在者財産管理人を選任し、裁判所から権限外行為許可の審判を受け、土地売買契約を締結した。この土地の保存登記を行うためには、確定判決を得る必要があるため、不在者財産管理人との間で、訴え提起前の和解の手続きを行うこととした。和解の申立には議会の議決が必要であり、議会の議決を経て、裁判所に和解の申立を行い、和解調書の交付を受け、所有権保存登記を行い用地を取得することとしている。(現在手続き中)

○ 道路改良事業の用地買収において、登記簿が表題部のみで氏名だけが記載された7人共有名義の土地がある。明治時代ごろから相続されておらず、住所不明のため相続人の特定が困難な地権者があり、用地取得に支障をきたしている。

○ 相続人多数、所有者が行方不明により用地取得を断念した事例もあった。

○ 市の中心部においては相続財産に価値があり、相続が概ね完了している場合が多いが、都市縁辺部の農地等のうち、寺社や自治区所有の土地が檀家や住民の共有持分になっていることがあり、何代にもわたって相続が行われていない場合がある。これが中山間部や山間部となると自治区等持ちの共有地のみならず、個人所有でも何代にもわたり相続が未完了の案件があり、事務の大きな障害になっている。国内において同様な事例は多く存在すると考えられ、今後、予想される人口減少と労働力の流動化が激しくなると更にこのような状況が進み、このことにかかる事務量や事務費の大幅な増大が懸念されるため、早急な法整備が必要である。

○ 急傾斜地崩落対策事業に係る用地取得の際に、登記簿表題部に氏名のみが記載されている地権者がおり、住民票、住民票(除票)、戸籍謄本、改製原戸籍等の調査を行ったが不明であった。継続調査の結果、旧土地台帳に居住していた村までの記載を発見した。後日、居住地(村)、氏名のみから役場の協力のもと調査を行った結果、天保12年生まれの人物又はその前戸主(共に氏名が同じ)である可能性が高いことは判明した。しかし、ともに死亡又は失踪していることから追跡調査はできなかった。居住地付近の寺院の過去帳や地元の聞き取り調査を実施するが、有力な情報は得られず。現在、失踪届の提出された県外市町村へ戸籍情報を照会中である。急傾斜事業のため用地補償費は廉価であり、財産管理人制度を活用した場合、予算超過となることが明らかであり、早期の制度改正を要する。

○ 河川の事業用地のなかに大正時代から相続登記がなされないまま放置されている物件があり、登記名義人の相続人を調査した結果、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されているため、相続人調査を完了することができず、対応に苦慮している事例がある。

○ 道路の事業用地のなかに村落共有地があり、役員の共有名義で登記されているものの、大正時代から相続登記がなされないまま放置されているため相続人調査を行ったが、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されており、権利者を特定することができない。認可地縁団体の設立および認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を活用することも検討しているが、事務的に負担が大きく、対応に苦慮している。

○ 本県では、河川改修工事の事業予定地において、以下のとおり関係機関等との調整などに膨大な時間を要するなど対応に苦慮している事例がある。

- ・ 土地の登記簿は保存登記がなく、表題部のみの登記であり、表題部の土地所有者は所在地不明のため、死亡確認ができない。
- ・ 不在者財産管理人を選任することとなるが、所在不明のため、東京家庭裁判所への申立が必要となる。
- ・ 不在者財産管理人を選任し、裁判所からの権限外行為のもと、契約締結ができたとしても、保存登記ができないため、所有権確認請求訴訟を提起する必要がある。
- ・ 所有権の確認訴訟は、一級河川であるため、国が提起する必要がある。

所有者を特定することが困難な土地については、全国どの都道府県においても存在していると考えられるが、公共事業用地の円滑な取得の妨げになっていると認識している。現在、国の「所有者不明土地問題研究会」において、所有者不明土地の公共的事業の利用円滑化について検討がなされており、平成29年10月下旬に公表が予定されている提言内容について注視しているところである。

○ 都市計画道路事業用地において、明治時代に所有権保存登記がなされ、以来、相続登記がなされていないため、法定相続人が約200名に及ぶ土地がある。相続人の中には、海外移住者や生存及び居所不明者が含まれていることから、用地交渉が難航し、事業着手から20年以上経過した現在も用地取得に至っていない。現行の不動産登記法では、共有地を分筆する際には、共有者全員の同意を必要とすることから、任意協議にて当該土地取得することは、ほぼ不可能である。そこで、公共事業における用地買収に際しては、共有者の過半数の同意により分筆登記を可能とするよう制度改善が必要であると考える。これにより、内諾者と持分契約・登記が可能となり、後に収用裁決手続きへと進展した場合にも、内諾者を巻き込むことなく真に手続きが必要な権利者

のみを対象とすることができ、また、民法 258 条に基づく分割請求訴訟も可能となることから、公共事業の促進に繋がるものと考える。

## 各府省からの第 1 次回答

所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)において、「公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築」等について、「関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」とされているところであり、今後、関連する審議会等における議論を踏まえつつ検討を進めてまいりたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

所有者を特定することが困難な土地については、支障事例にあるように各自治体は用地取得に伴う様々な問題を抱えている。

関連する審議会等においては速やかに議論を行い、関係省庁が一体となって手続事務等が簡素化されるよう、検討をしていただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 地方側の意見も踏まえながら、1次回答のとおり新たな仕組みの構築に向けて、引き続き検討いただきたい。

## 各府省からの第 2 次回答

所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)等も踏まつつ、引き続き、関係省庁が一体となって検討を進めてまいりたい。

前回回答以降、国土交通省の国土審議会においては、9 月 12 日に土地政策分科会の第 1 回特別部会を開催したところ。同部会は 12 月上旬頃までに 3 回程度開催し、年内に中間取りまとめを行う予定。

(参考 URL:[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103\\_tokubetu01.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_tokubetu01.html))

## 平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

### 6【内閣官房】

#### (2) 所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化

所有者を特定することが困難な土地については、その利用の円滑化を図るため、公共事業のために収用する場合の手續を合理化するとともに、一定の公共性を持つ公共的事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。

(関係府省：総務省、法務省、農林水産省及び国土交通省)